

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則 新旧対照表

現行	改正後
<p>(自転車駐車場の構造及び設備に関する技術的基準)</p> <p>第4条 条例第11条第1項に規定する規則で定める技術的基準は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 自転車駐車場における自転車の駐車の用に供する部分（以下「駐車区画」という。）の構造及び設備は、次の基準に適合すること。</p> <p>（新設）</p> <p>ア <u>自転車1台当たりの駐車区画の幅は0.5メートル以上、奥行きは2メートル以上とする</u>。ただし、特殊な器具を用いる自転車駐車場で、自転車を有効かつ安全に駐車することができると市長が認めるものについては、この限りでない。</p> <p>イ <u>自転車駐車場内の通路（以下「場内通路」という。）を整備する場合は、区画線の表示その他の方法により、駐車区画と場内通路を明確に区分すること。</u></p> <p>ウ <u>駐車区画の出入口を、道路に接して、又はこれに相当する位置に設けないこと。</u>ただし、条例第7条又は第8条第2項の規定により設置する自転車駐車場について、これらの位置に配置することがやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 自転車駐車場の通路の構造及び設備は、次の基準に適合すること。</p> <p>（新設）</p> <p>ア <u>場内通路及び自転車駐車場の出入口から道路に通じる通路（以下「場外通路」という。）の幅員は、1.5メートル以上とすること。</u>ただし、場外通路（その構造が直線であるものに限る。）のうち、自転車を安全かつ円滑に移動できると市長が認めるものについては、その幅員を0.8メートル以上とことができる。</p> <p>イ <u>自転車駐車場を避難階以外の階に設置する場合は、傾斜路（勾配が8分の1を超えないものに限る。）、斜路付階段（階段の一部に傾斜路を設けたものをいい、勾配が4分の1を超えないものに限る。）又は昇降機を設置して、自転車を安全かつ円滑に移動できる構造とすること。</u></p>	<p>(自転車駐車場の構造及び設備に関する技術的基準)</p> <p>第4条 条例第11条第1項に規定する規則で定める技術的基準は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 自転車駐車場における自転車の駐車の用に供する部分（以下「駐車区画」という。）の構造及び設備は、次の基準に適合すること。</p> <p><u>ア 平坦な場所に設置する等、自転車を安全に駐車することができる構造とすること。</u></p> <p><u>イ 自転車1台当たりの駐車区画の幅は0.5メートル以上で、かつ、奥行きは2メートル以上とすること。</u>ただし、<u>ラック等の</u>特殊な器具を用いる自転車駐車場で、自転車を有効かつ安全に駐車することができると市長が認めるものについては、この限りでない。</p> <p><u>ウ 自転車駐車場内の通路（以下「場内通路」という。）を整備する場合は、区画線の表示その他の方法により、駐車区画と場内通路を明確に区分すること。</u></p> <p><u>エ 駐車区画の出入口を、道路に接して、又はこれに相当する位置に設けないこと。</u>ただし、条例第7条又は第8条第2項の規定により設置する自転車駐車場について、これらの位置に配置することがやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 自転車駐車場の通路の構造及び設備は、次の基準に適合すること。</p> <p><u>ア 場内通路及び自転車駐車場の出入口から道路に通じる通路（以下「場外通路」という。）は、段（場外通路にあっては、幅員0.3メートル以上の傾斜路を併設したものを除く。）がない等、自転車を安全かつ円滑に移動できる構造とすること。</u></p> <p><u>イ 場内通路及び場外通路の幅員は、1.5メートル以上とすること。</u>ただし、場外通路（その構造が直線であるものに限る。）のうち、自転車を有効かつ円滑に移動できると市長が認めるものについては、その幅員を0.8メートル以上とができる。</p> <p><u>エ 自転車駐車場を避難階以外の階に設置する場合は、傾斜路（勾配が8分の1を超えないものに限る。）、斜路付階段（階段の一部に傾斜路を設けたものをいう。以下同じ。）（勾配が4分の1を超えないものに限る。）又は昇降機（籠の内法幅が0.5メートル以上で、かつ、内法奥行が2メートル以上であるものに限る。）を設置して、自転車を安全かつ円滑に移動できる構造とすること。</u></p>

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則 新旧対照表

(新設)	<u>エ 場内通路は、自転車の駐車方向に対して後方となる位置に、全ての駐車区画の出入口に接するように設けること。</u>
(新設)	<u>オ 場外通路に斜路付階段を設ける場合の斜路部分の幅員は、0.3メートル以上とすること</u>
(第5号省略)	— (第5号省略)
(自転車駐車場の設置の届出手続)	(自転車駐車場の設置の届出手続)
<p>第5条 条例第12条の規定による届出は、自転車駐車場を設置しようとする施設に係る建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請をし、又は同法第18条第2項の規定による計画の通知をするときまでに、条例第12条第1号から第5号までに掲げる事項を記載した<u>届出書</u>に次に掲げる図書<u>各2通</u>を添付して行わなければならない。ただし、届け出た事項を変更しようとする場合は、当該図書のうち変更がないものの添付を省略することができる。</p> <p>(1) 施設及び自転車駐車場付近の縮尺5,000分の1以上の見取図（施設及び自転車駐車場の敷地の位置並びに付近の道路及び目標となる地物の位置を明示したもの）</p> <p>(2) 施設及び自転車駐車場の縮尺300分の1以上の配置図（出入口、<u>駐車区画</u>、場内通路及び場外通路の位置及び面積を明示したもの）</p> <p>(3) 施設の縮尺300分の1以上の各階平面図（<u>施設の各部分</u>の用途及び面積を明示したもの）</p> <p>(4) 自転車駐車場の縮尺<u>300分の1</u>以上の平面図（出入口、<u>駐車区画</u>及び場内通路の位置及び面積を明示したもの）</p> <p>(5) 自転車駐車場の縮尺<u>300分の1</u>以上の構造図（階層式の自転車駐車場又は特殊な器具を用いる自転車駐車場を設置する場合に限る。）</p> <p>(第6号省略)</p> <p>(7) 昇降機の構造図（<u>前条第4号イ</u>の規定により昇降機を設置する場合に限る。）</p> <p>(第8号から第10号まで省略)</p>	<p>第5条 条例第12条の規定による届出は、自転車駐車場を設置しようとする施設に係る建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請をし、又は同法第18条第2項<u>若しくは第4項</u>の規定による計画の通知をするときまでに、条例第12条第1号から第5号までに掲げる事項を記載した<u>届出書2部</u>にそれぞれ次に掲げる図書を添付して行わなければならない。ただし、届け出た事項を変更しようとする場合は、当該図書のうち変更がないものの添付を省略することができる。</p> <p>(1) 施設及び自転車駐車場付近の縮尺5,000分の1以上の見取図（<u>方位並びに</u>施設及び自転車駐車場の敷地の位置並びに付近の道路及び目標となる地物の位置を明示したもの）</p> <p>(2) 施設及び自転車駐車場の縮尺300分の1以上の配置図（<u>方位</u>、出入口<u>並びに駐車区画の位置及び寸法並びに</u>場内通路及び場外通路の位置及び<u>幅員</u>を明示したもの）</p> <p>(3) 施設の縮尺300分の1以上の各階平面図（<u>方位並びに</u>施設の各室の用途及び面積を明示したもの）</p> <p>(4) 自転車駐車場の縮尺<u>200分の1</u>以上の平面図（<u>方位</u>、出入口<u>並びに駐車区画の位置及び寸法並びに</u>場内通路及び場外通路の位置及び<u>幅員</u>を明示したもの）</p> <p>(5) 自転車駐車場の縮尺<u>100分の1</u>以上の構造図（階層式の自転車駐車場又は<u>ラック等</u>の特殊な器具を用いる自転車駐車場を設置する場合に限る。）</p> <p>(第6号省略)</p> <p>(7) 昇降機の構造図（<u>前条第4号ウ</u>の規定により昇降機を設置する場合に限る。）</p> <p>(第8号から第10号まで省略)</p>
(認定の申請手続)	(認定の申請手続)
第7条	第7条
(第1項省略)	(第1項省略)
2 前項の申請書に添付する図書は、次に掲げるものとする。	2 前項の申請書に添付する図書は、次に掲げるものとする。

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則 新旧対照表

<p>(1) 全ての認定対象施設及び自転車駐車場付近の縮尺5,000分の1以上の見取図（認定対象施設及びその主要な出入口並びに自転車駐車場の敷地の位置並びに付近の道路及び目標となる地物の位置を明示したもの）</p> <p>(2) 全ての認定対象施設及び自転車駐車場の縮尺300分の1以上の配置図（出入口、<u>駐車区画</u>、場内通路及び場外通路の位置及び<u>面積</u>を明示したもの）</p> <p>(3) 全ての認定対象施設の縮尺300分の1以上の各階平面図（<u>認定対象施設の各部分</u>の用途及び面積を明示したもの）</p> <p>（第4号及び第5号省略）</p>	<p>(1) 全ての認定対象施設及び自転車駐車場付近の縮尺5,000分の1以上の見取図（<u>方位並びに</u>認定対象施設及びその主要な出入口並びに自転車駐車場の敷地の位置並びに付近の道路及び目標となる地物の位置を明示したもの）</p> <p>(2) 全ての認定対象施設及び自転車駐車場の縮尺300分の1以上の配置図（<u>方位</u>、<u>出入口並びに</u><u>駐車区画の位置及び寸法並びに</u>場内通路及び場外通路の位置及び<u>幅員</u>を明示したもの）</p> <p>(3) 全ての認定対象施設の縮尺300分の1以上の各階平面図（<u>方位並びに認定対象施設の各室</u>の用途及び面積を明示したもの）</p> <p>（第4号及び第5号省略）</p>						
<p>（認定施設に係る適用の特例）</p> <p>第9条 認定施設については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、第3条から第6条での規定を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="85 636 1118 787"> <tr> <td data-bbox="96 644 242 787"><u>第4条第3号ウ</u></td><td data-bbox="444 644 770 787">条例第7条又は第8条第2項の規定により設置する自転車駐車場について、これら</td><td data-bbox="792 644 1107 787">これら</td></tr> </table>	<u>第4条第3号ウ</u>	条例第7条又は第8条第2項の規定により設置する自転車駐車場について、これら	これら	<p>（認定施設に係る適用の特例）</p> <p>第9条 認定施設については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、第3条から第6条での規定を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1163 636 2174 787"> <tr> <td data-bbox="1174 644 1421 787"><u>第4条第3号エただし書</u></td><td data-bbox="1534 644 1848 787">条例第7条又は第8条第2項の規定により設置する自転車駐車場について、これら</td><td data-bbox="1870 644 2162 787">これら</td></tr> </table>	<u>第4条第3号エただし書</u>	条例第7条又は第8条第2項の規定により設置する自転車駐車場について、これら	これら
<u>第4条第3号ウ</u>	条例第7条又は第8条第2項の規定により設置する自転車駐車場について、これら	これら					
<u>第4条第3号エただし書</u>	条例第7条又は第8条第2項の規定により設置する自転車駐車場について、これら	これら					
<p>（適用除外施設）</p> <p>第12条 条例第15条第2項に規定する規則で定める自転車の大量の駐車需要を生じさせない施設（以下「適用除外施設」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>（第1号から第5号まで省略）</p> <p>(6) <u>主たる用途が</u>動物園、水族館、博物館、美術館、遊園地、宿泊施設その他これらに類する施設<u>であって附置義務規定の適用を受けないものの敷地</u>内に設置された条例別表第1（あ）欄に掲げる用途に供する施設</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>（適用除外施設）</p> <p>第12条 条例第15条第2項に規定する規則で定める自転車の大量の駐車需要を生じさせない施設（以下「適用除外施設」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>（第1号から第5号まで省略）</p> <p>(6) 動物園、水族館、博物館、美術館、遊園地、宿泊施設その他これらに類する施設内に設置された、<u>これらの施設を利用する者を主たる利用者とする</u>条例別表第1（あ）欄に掲げる用途に供する施設</p> <p>(7) <u>主として結婚式場の用に供する集会場</u>その他これに類する施設</p> <p>(8) <u>主として斎場の用に供する集会場</u>その他これに類する施設</p> <p>(9) <u>主として、企業、国際機関、国際団体、学会その他の団体が開催する会議、展示会、見本市</u>その他の催しの用に供する集会場その他これに類する施設</p>						

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則 新旧対照表

<p>(7) 自転車の利用が見込まれない高齢者を<u>主な</u>居住者とする共同住宅又は寄宿舎で市長が定めるもの</p> <p>(8) 仮設建築物</p> <p>(9) その他自転車の大量の駐車需要を生じさせないと市長が認めた施設</p>	<p>(10) 自転車の利用が見込まれない高齢者を<u>主たる</u>居住者とする共同住宅又は寄宿舎で市長が定めるもの</p> <p>(11) 仮設建築物</p> <p>(12) その他自転車の大量の駐車需要を生じさせないと市長が認めた施設</p>
--	--